

# 住民票と戸籍の

## よくある質問に

こたえます。

- ①住民票と戸籍のちがい
- ②住民票の「世帯」と「世帯主」とは？
- ③戸籍を取得するときは
- ④引越しと本籍の変更について
- ⑤婚姻届と住民票の変更について
- ⑥コンビニ交付サービスについて

令和6年度作成



## ①住民票と戸籍のちがい

**Q**：住民票と戸籍ってどちらがうの？

**A**：住民票は居住関係を証明するもので、戸籍は身分関係を証明するものです。

住民票：居住関係を証明するもの（住所地で取得可）

・氏名・生年月日・性別・住所・前住所・住民となった年月日・住所を定めた年月日  
・届出年月日などが記載されています。（希望があれば、世帯主との続柄・本籍・筆頭者・個人番号も記載できます。）

戸籍：身分関係を証明するもの（本籍地で取得可）

・氏名・生年月日・本籍・筆頭者・父母の氏名・父母との続柄・出生や婚姻等の身分事項などが記載されています。筆頭者は死亡等によって除籍となった後も変わりません。

これらの内容を元に、本人確認や相続手続など各種手続における証明書類として利用されています。

※「本籍」は人の戸籍上の所在場所のこと、「本籍地」は一般に本籍のある市町村のことを意味しています。

## ②住民票の「世帯」と「世帯主」とは？

**Q**：住民票の世帯主ってどんな人をいうの？

**A**：住民票上の代表者のことをいいます。1人だけの世帯の場合は、その本人が世帯主になります。3人以上の世帯で世帯主だけが引越したり、亡くなった時には、残った世帯員から新しい世帯主を決め、届け出てください。

**Q**：二世帯で同じ住所に住んでいるとき、住民票の世帯主は誰になるの？

**A**：同じ住所に住んでいても、それぞれの世帯の生活の仕方によって住民票を一緒（同一世帯）にしていたり、別々（別世帯）にしていたりする場合があります。

同一世帯とは、同じ住所で生計を一緒にしている世帯のことをいいます。一般的に世帯で主に生計を担っている人が世帯主となります。

別世帯とは、同じ住所に住んでいても、それぞれ生計が分れている世帯のことをいいます。住民票が別々ですからそれぞれの世帯に世帯主がいます。そのため同じ住所に住んでいても、別世帯の住民票を取る場合は、委任状が必要になります。



### ③戸籍を取得するときは



Q：戸籍を取得するにはどうしたらいいの？

A：戸籍は本籍がある市区町村の窓口で取得ができます。また、令和6年3月1日より戸籍の広域交付制度が開始され、最寄りの市区町村の窓口でも戸籍謄本の取得が可能になりました。ただし、広域交付制度を利用するには次のような条件があります。

- ・本人・配偶者・父母・子など直系尊卑属の戸籍（除籍）謄本であること。
- ・請求者が直接窓口にお越しになること（代理人や郵送での請求は不可）。
- ・官公署発行の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）の提示により請求者の本人確認ができること。

代理人や郵送による請求を希望する場合や、きょうだいの戸籍謄本、戸籍抄本（一部事項証明書、個人事項証明書）、戸籍の附票などは本籍地の市区町村での申請となります。

なお、本籍地がコンビニ交付に対応している場合、マイナンバーカードがあれば全国のコンビニでも戸籍謄本を取得することができます。

Q：本籍がわからないときはどうすればいいの？

A：戸籍の本籍、筆頭者については、電話や窓口ではお答えできません。次の①・②の方法などで調べられます。

- ①本籍を記載した住民票の写しを取得する  
住民登録のある市区町村で本籍・筆頭者入りの住民票を取って記載内容から確認をすることができます。また、戸籍・除籍等の記載から以前の本籍の確認もできます。
- ②親・家族に確認する  
戸籍制度では、出生した時に親の戸籍に入り、婚姻する時に親の戸籍から抜けて配偶者と新しい戸籍を作ります。  
次のことを参考に確認ください。

婚姻歴がなく、養子縁組や分籍等をしていない場合、親と同じ戸籍（本籍）になります。  
・婚姻をしている場合は配偶者と同じ戸籍（本籍）になります。  
・離婚をした場合は、婚姻前の戸籍に戻っているか、新たな戸籍を作成しています。



## ④引越しと本籍の変更について

**Q**：引越しをして住所の異動届を出したら本籍も一緒に変更されるの？

**A**：住民票の異動届を行っても、本籍は変更されません。もしも本籍を変更するときには転籍の手続が必要になります。



### TOPIC

住民票の住所は、引越し後 14 日以内にお住まいの市区町村で住所変更の手続をする必要があります。その一方で、本籍は引越しをしても自動的に変更するものではなく、本籍を変更する義務也没有ありません。

住所変更をした時に、本籍を変更する転籍届を届け出ることもできますが、転籍にはメリットとデメリットがあります。

便利なこと：戸籍謄本が取得しやすい

本籍を現住所の市区町村に変更しておけば、戸籍謄本を取得しやすくなり、本籍が分からなくなることも防げます。

不便になること：さかのぼって除籍謄本を取得するのが大変！

相続手続などで亡くなった人の出生から死亡まで全ての除籍謄本が必要となった場合、相続人は転籍する以前の市区町村からも取り寄せをしなければなりません。

戸籍を郵送で取り寄せる場合は手数料や切手代が発生するので、数が多くなればなるほど時間や金銭面の負担が大きくなります。

また、市をまたぐ転籍をした場合に新しい戸籍に移記されず消えてしまう項目があります。新しい戸籍に引き継がれる情報は全てではないため、確認が必要になります。



## ⑤ 婚姻届と住民票の変更について



Q：婚姻届を出して、夫婦と一緒に暮らし始めるときにはどんな手続きが必要なの？

A：婚姻届を出したときに、住民票の表記が自動的に変更されるものと、住民票の変更手続きが必要なものがあります。

- ・住民票の表記が自動的に変更されるもの
  - ・婚姻後の夫婦の姓
  - ・夫婦の新しい本籍
  - ・筆頭者の氏名
  - ・世帯主との続柄
- ・住民票の変更手続きが必要なもの
  - ・住所が変わったときの届（住所の異動届）
  - ・世帯主が変わったときの届（世帯主変更届）
  - ・世帯を合併するときの届（それまで同一住所別世帯だった場合）（世帯合併届）

### 住民票の変更手続きが必要な例

- 婚姻のタイミングで引越しをする場合  
別々に住んでいた2人が新居へ引越しをした、又はどちらかの配偶者の家に引越しをした場合は、引越しをしてから14日以内に次の手続きを行ってください。
  - 1 別の市区町村に引越しをする場合は、旧住所の市区町村に転出届を提出
  - 2 婚姻届と新しい住所地市区町村への転入届（転居届）を提出
- 世帯主を変更する場合  
住民票の世帯主を夫から妻に変更したいとき、又は妻から夫に変更したいときは、世帯主変更の手続きを行ってください。
- 同じ住所に住んでいたが、住民票が別々だった世帯を一緒にする場合、婚姻前が同住所別世帯であった場合は、世帯合併の手続きを行ってください。



## ⑥ コンビニ交付サービスについて

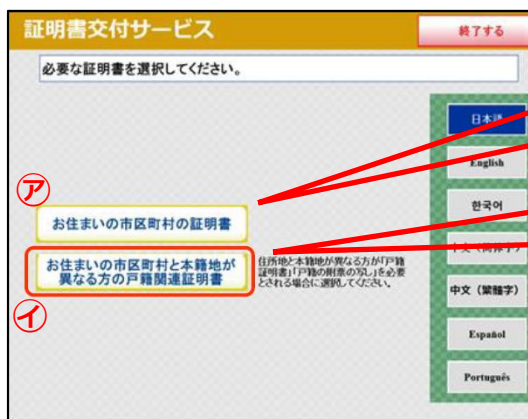
Q:マイナンバーカードによるコンビニ交付サービスとは？

A:マイナンバーカードとカードの利用者用電子証明書(4ケタの暗証番号)を使用して、コンビニ等のマルチコピー機で、行政証明の交付を受けることです。

- 取得できる証明書
    - ・住民票の写し(マイナンバー入り住民票は取得できません。窓口へ)・印鑑登録証明書
    - ・戸籍・戸籍の附票(本籍地登録が必要、住所地と本籍地が同一市区町村の場合は不要)  
※上記の証明書は最新のものが交付されます。除票や除籍(古い戸籍)は取得できません。
    - ・市・県民税課税証明書(詳しくは市民税課 04-2998-9064へ)
  - 利用できる日・時間帯
    - ・住民票の写し、印鑑登録証明書→6:30~23:00(土日、祝日も利用可)
    - ・戸籍・戸籍の附票→9:00~17:00(平日のみ)  
※利用できない日→定期メンテナンス日、年末年始(12月29日~1月3日)
  - 手数料
    - ・住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票→1通200円
    - ・戸籍→1通450円
- \*なお、コンビニで取得された証明書の返金や差し替えはできません。

Q:マルチコピー機の操作方法は？

- A:①マルチコピー機のタッチパネルの「行政サービス」ボタンを押す。  
②「同意する」を押す。  
③「証明書交付サービス」を押す。  
④マイナンバーカードを所定の位置にセットする。  
⑤下記の画面から必要な証明書を選択し「確定する」を押す。



㊦  
・住民票の写し・印鑑証明書  
・戸籍/戸籍の附票(所沢市在住で本籍が所沢市の方)が必要な場合はこのボタンを押す。

㊧  
・戸籍/戸籍の附票(市外在住で本籍が所沢市の方)が必要な場合はこのボタンを押す。  
※事前に戸籍関連証明書の利用登録申請が必要

- ⑥利用者用電子証明書の暗証番号を入力する。  
※暗証番号は使い始めから3回間違えるとロックされます。ロックされた場合は暗証番号の再設定が必要です。  
⑦画面の表示に従って証明書を交付する。

※所沢市外のコンビニでも、㊦・㊧の選択ボタンは変わりありません。  
※暗証番号再設定やご不明点のお問い合わせは、市民課・まちづくりセンターへ。

所沢市役所 市民部 市民課  
住所: 〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1 低層棟1階  
電話: 04-2998-9087 FAX: 04-2998-9061  
Email: a9087@city.tokorozawa.lg.jp